

保税業務新任者研修会



神戸税関監視部

平成30年6月20日、21日



税関行政について ～税関行政の一般的な内容～

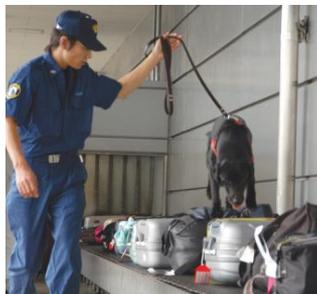


カスタムくん

税関の仕事



▲ 税関と言えば...空港の携帯品検査



▲ ターンテーブルの裏では麻薬探知犬が工作中

▼ 監視艇で海の上から目を光らせる



▲ 船内も隅々まで検査

◀ 埠頭からも密輸を見逃さない
(最近では監視カメラも重要なツール)



▲ 神戸税関(左)と横浜税関(右)の庁舎外観。港のシンボルとなっている。

▼ コンテナ内も開披検査。大型X線検査装置で検査効率UP。



▲ 申告内容が正しいか確認



▲ 輸出入の手続きはシステムで処理

▼ 事後的に調査を行って適正な課税を確保



▼ 貨物や薬物の成分分析も重要な仕事



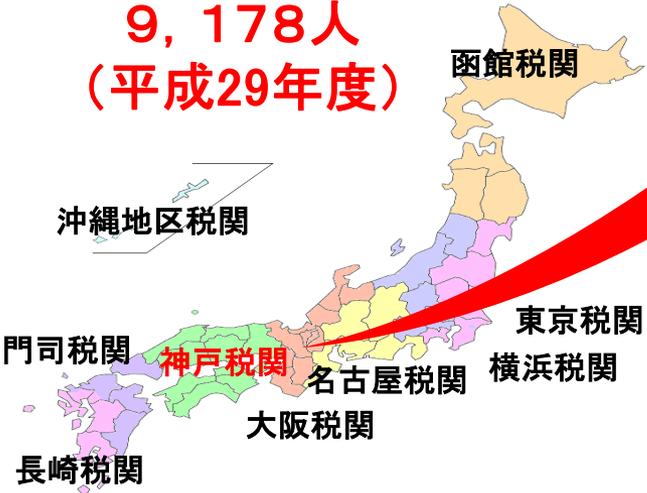
関税局・税関の組織と管轄区域



凡 例	
◎	本 関
●	本関出張所
□	支 署
●	支署出張所
↑	支署出張所(空港)
▼	監 視 署

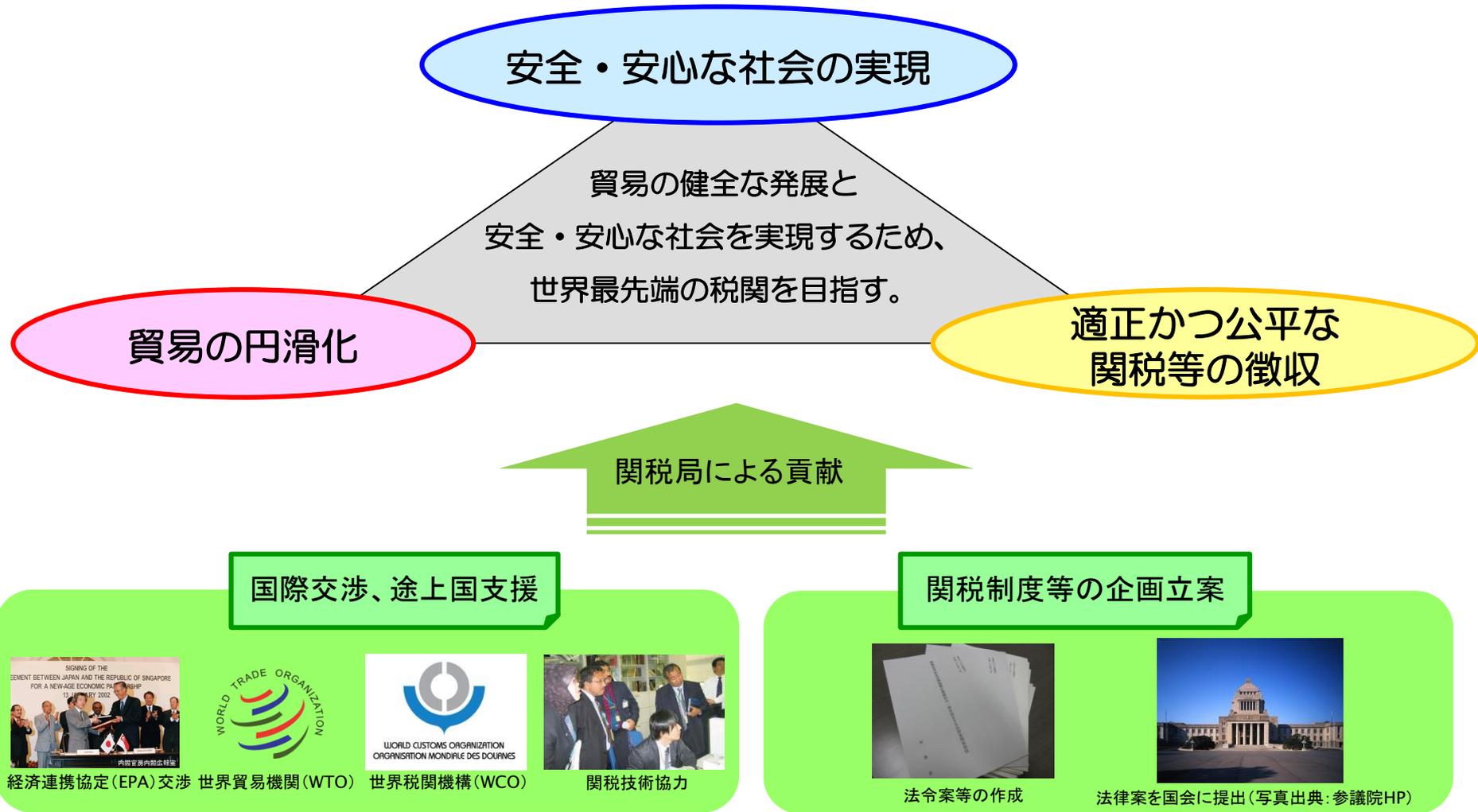


**全国税関の定員は
9,178人
(平成29年度)**



管轄区域 (海岸線約7,100km)
兵庫県、中国地方(山口県を除く)、四国地方

関税局・税関の3つの使命



安全・安心な社会の実現



▲ 埠頭での取締り



▲ 麻薬探知犬

▼ 大型X線検査装置でのコンテナ検査



▲ 社会悪物品の密輸阻止



▲ テロ・大量破壊兵器対策



▲ 知的財産侵害物品の輸入差止⁴



不正薬物密輸の摘発事例

洋上取引



那覇港に入港した外航ヨットに対する捜索において船底部及び
客室床下に隠匿されていた覚醒剤を摘発(平成28年5月、沖縄地区税関)

《過去最高の押収量》

覚醒剤 約600kg

- 末端価格 約420億円
- 使用回数 約2,000万回分

不正薬物密輸の摘発事例

海上貨物

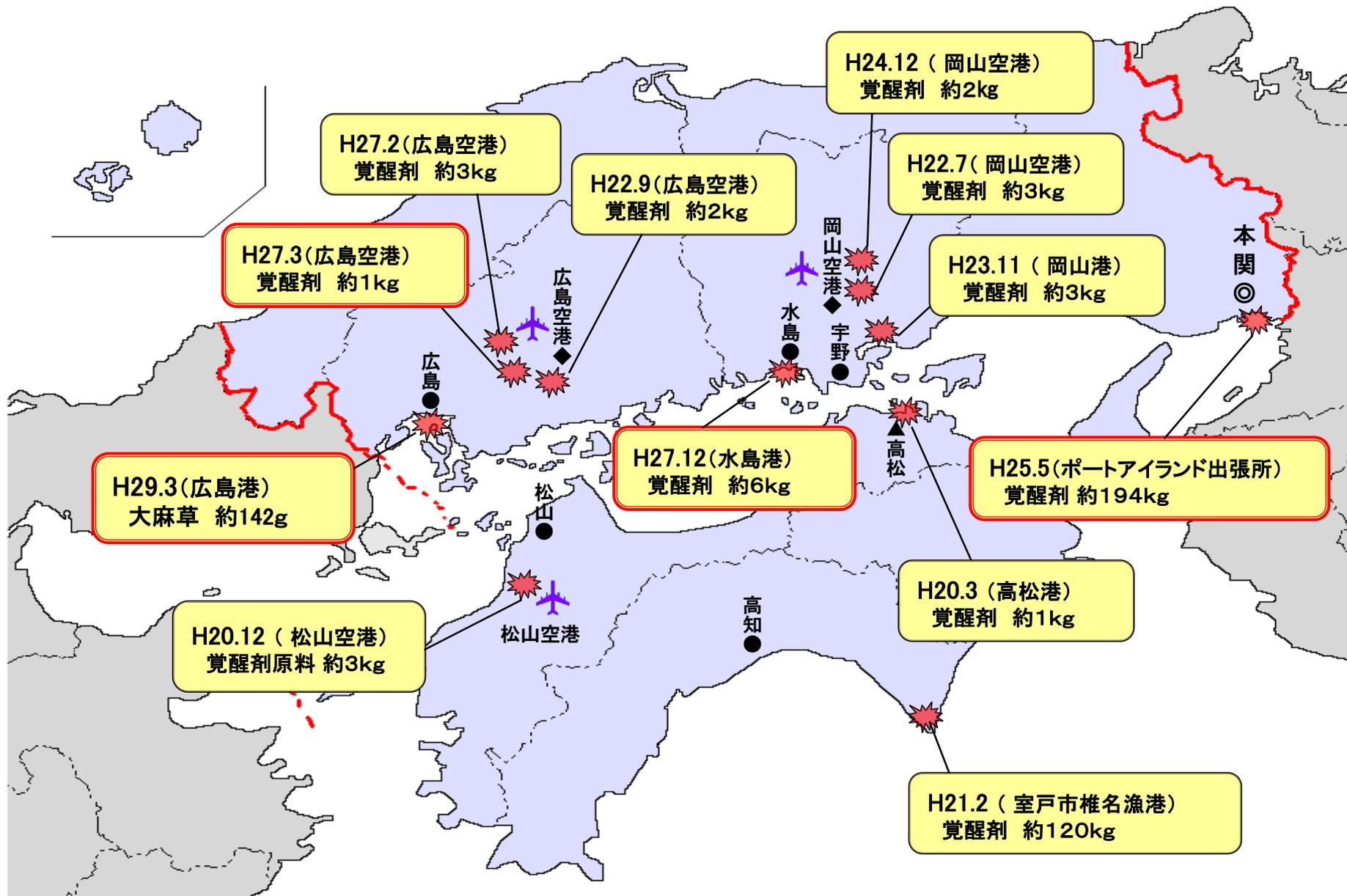


中国から到着した海上貨物の検査において、LEDライトの駆動装置内に隠匿されていた覚醒剤を摘発(平成28年7月、東京税関)

覚醒剤 約154kg

- 末端価格 約107億8千万円
- 使用回数 約513万回分

神戸税関管内の主な不正薬物摘発状況(平成20年～)



不正薬物密輸の摘発事例(神戸税関)

入国旅客

サンダルの靴底部分に隠匿されていた
覚醒剤を摘発

(フィリピン⇒広島空港、H27年3月)



覚醒剤 約1.1kg

- 末端価格 約7,700万円
- 使用回数 約3.7万回分

乗組員

休暇下船のため上陸したナイジェリア人乗組員の
リュックサック内から覚醒剤を摘発

(水島港、H27年12月)



覚醒剤 約6kg

- 末端価格 約4.2億円
- 使用回数 約20万回分

不正薬物密輸の摘発事例(神戸税関)

商業貨物

海上コンテナ貨物内の模造鉄鉱石に隠匿
(メキシコ⇒神戸港 H25.5)



覚醒剤 約194kg

- 末端価格 約135.5億円
- 使用回数 約645万回分

船内検査

豪華客船の客室内から大麻草を摘発
(広島港 H29.3)



船内検査の様子



麻薬探知犬

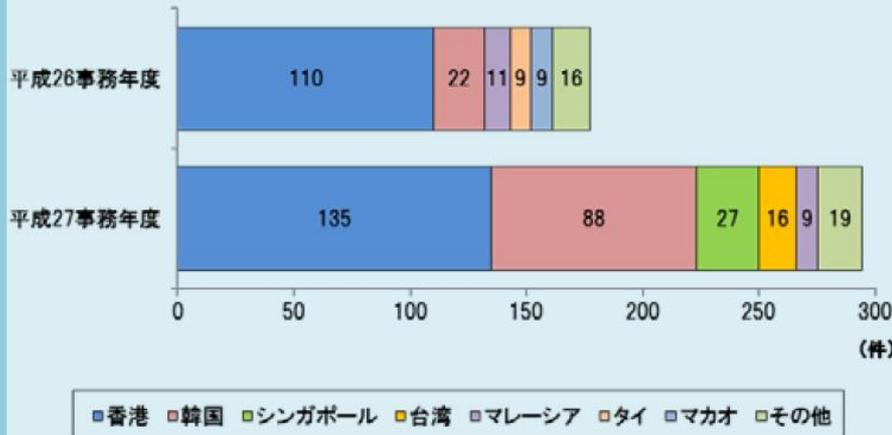
大麻草 約142g

- 末端価格 約90万円
- 使用回数 約280回分

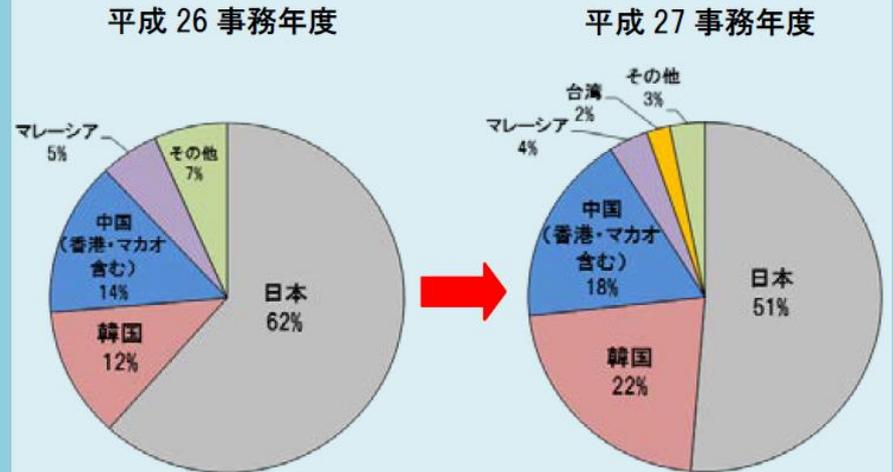
金地金の密輸入事件

- 平成27事務年度(平成27年7月から平成28年6月まで)の全国における金地金の密輸入事件は、処分件数が294件(前年度比1.7倍)、脱税額が約6億1千万円※(前年度比2.6倍)と、いずれも過去最高を記録
- 航空機旅客による密輸が287件と大宗を占め、体内隠匿や身につけたネックレスに偽装する等の巧妙な隠匿手口も摘発
- 密輸仕出地別処分件数では、韓国からの密輸が前年度比4倍と大幅に増加し、香港・韓国で76%を占めた
- 犯則者の国籍別構成比をみると、依然として日本人の割合が最も高いものの、韓国人・中国人の割合が増加

密輸仕出地別処分件数



犯則者の国籍別構成比



金地金の密輸入事件

- 当関内での空港官署等における摘発件数は11件、押収量は69点、約41kg。この中には全国初のクルーズ船外国人旅客による金地金密輸入の摘発があった

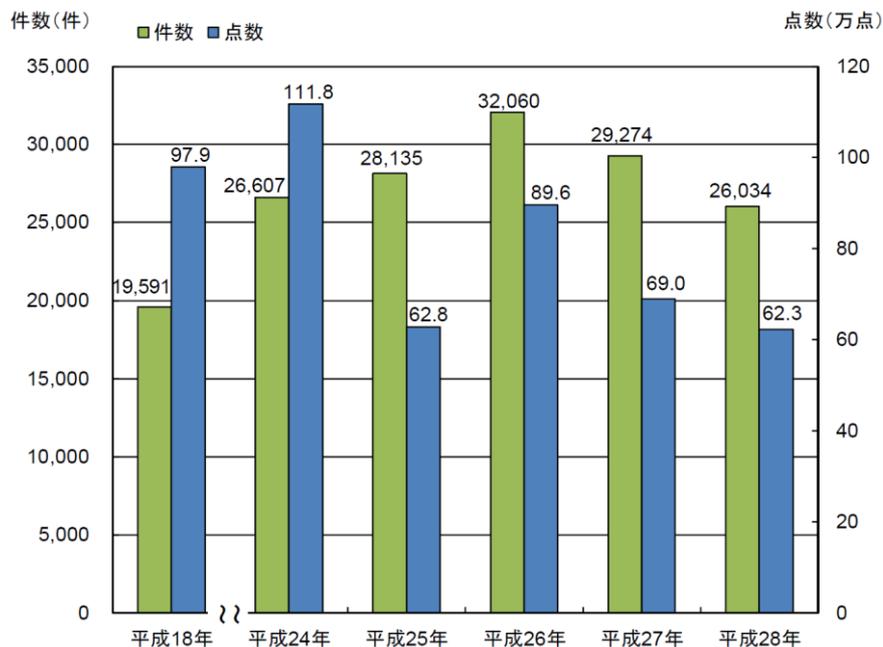
☆隠匿手口



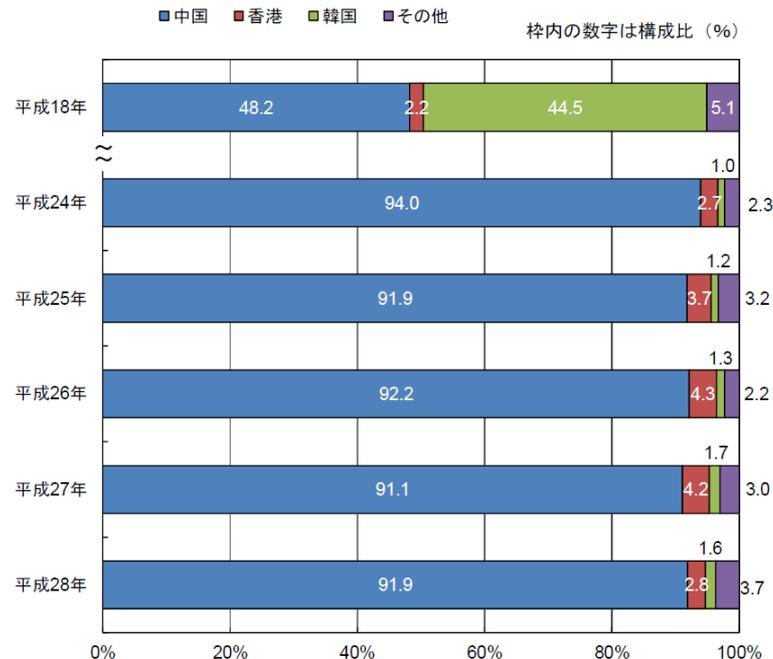
知的財産侵害物品(ニセモノ)の摘発

- ▶平成28年の税関における輸入差止件数は26,034件で、10年連続で2万件超。
- ▶中国からの知的財産侵害物品が引き続き9割超(7年連続)。

【知的財産侵害物品の輸入差止実績】



【仕出国(地域)別の件数構成比の推移】



(注)「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。

「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。

例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上。

(参考)知的財産侵害物品

特許権(発明)、実用新案権(考案)、意匠権(形状等のデザイン)、商標権(ブランドのロゴマーク等)、著作権・著作隣接権(映画、音楽等)、育成者権(植物品種)、回路配置利用権(回路素子と導線のレイアウト)を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品(形態模倣品、営業秘密侵害品等)

適正・公平な関税等の徴収



▲ 貨物の検査



▲ 輸入事後調査



▲ 科学的な成分分析



▲ 事前教示制度



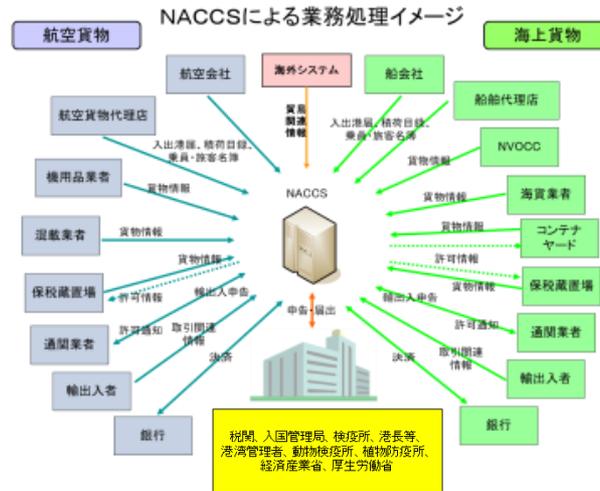
▲ 犯則調査

貿易の円滑化

システムの活用



輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)は、税関、関係行政機関及び関連民間業界をオンラインで結び、輸出入貨物に係る税関手続きや関税・消費税等の納付などを迅速に処理しています。全国の開港及び主要な空港に導入されており、輸出入申告の約98%がNACCSで処理されています。



▲ 輸出入の手続きはシステムで処理

各種制度の整備



AEO(Authorized Economic Operator)制度は、民間企業と税関との信頼関係(パートナーシップ)の構築によって、国際貿易における貨物のセキュリティの確保と物流の円滑化を両立させる制度。

貨物のセキュリティと法令遵守(コンプライアンス)の体制が整備された事業者には、税関手続きの簡素化と迅速な通関を提供します。

保税制度について ～保税制度と自主管理制度～



カスタムくん

保税制度の意味

☆ 保税という言葉については、関税法上、特に定義はないが、広辞苑によると、「関税の賦課は保留されている状態」となっている。

☆ 「貨物の輸出入は、すべて通関手続を要するので、貨物の国内への引取り又は船舶、航空機への積込みに当たっては、通関手続を行うための施設が必要である。また、輸入手続をしないで、外国貨物を特定の場所に蔵置し、または、加工、製造、展示等を行えば、商工経営上便利であり、貿易の振興、文化の交流をはかる見地から有益である。このような必要から設けられたものが保税地域である。」(「関税法規精解」より)

☆ 保税の意義

- 輸入貨物……本邦到着から輸入の許可を受けるまでの間
- 輸出貨物……輸出許可済貨物を外国貿易船等への船積みまでの間

これらの輸出入貨物に対する各種手続きや規制等を「保税制度」と総称している。

保税地域の種類

- 指定保税地域
- 保税蔵置場
- 保税工場
- 保税展示場
- 総合保税地域

【関税法第29条】

保税地域の役割

貨物の保税地域への集中

貨物を税関の監督下の保税地域に置いて管理

- 効率的かつ効果的な輸出入検査の実施
(行政コストの軽減)
- 輸入貨物を担保とした関税債権の確保

※もし、保税地域がなければ・・・

- 貨物は任意の場所に置かれ、貨物の**抜き取り**や**すり替え**などの不正行為が容易となる
- 社会悪物品等の効率的・効果的な取締り、適正な申告・徴税の確保が困難となる

公益性が失われる
国民生活の安全・健康の維持
国際的な平和維持・環境保護等



絹織物と綿タオルのすり替え

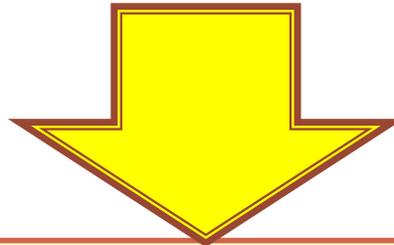


コンテナ奥に隠匿された盗難車



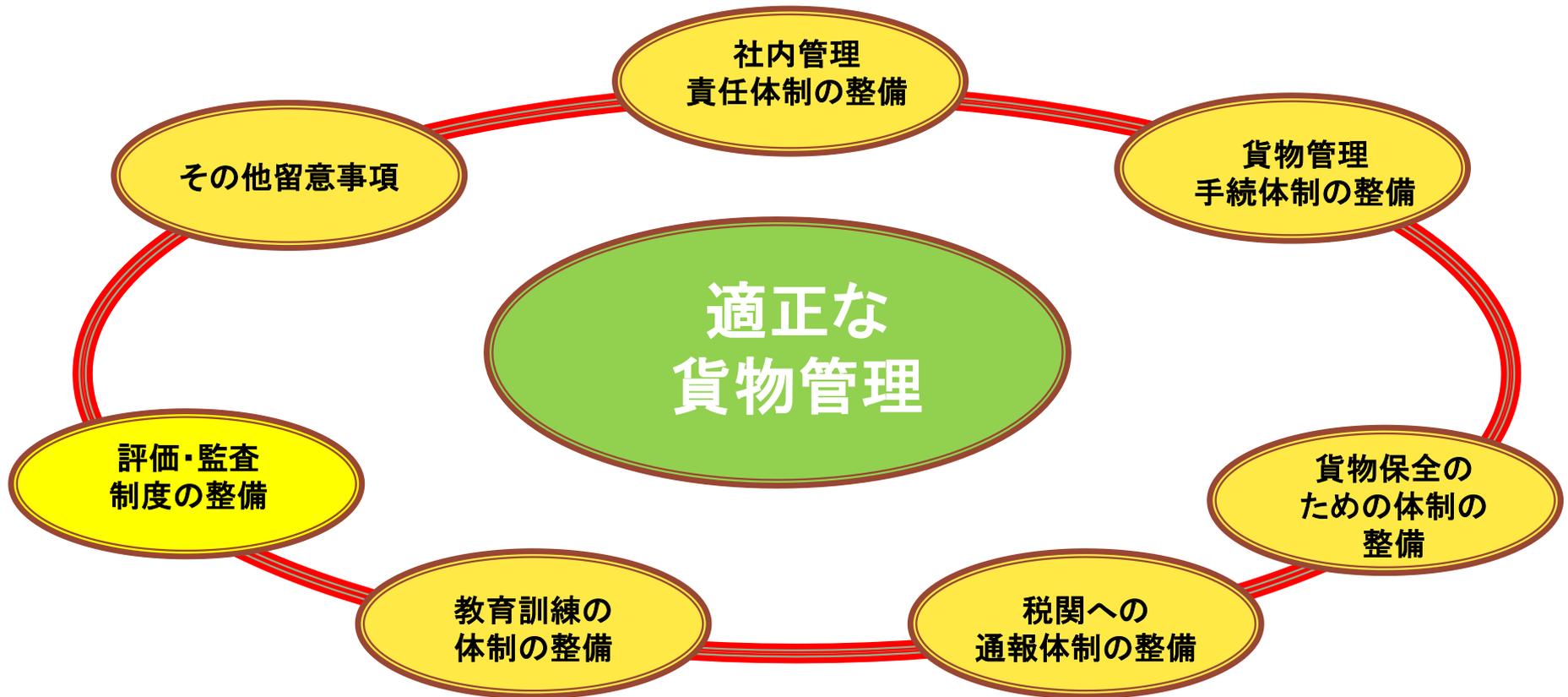
自主管理制度

- ◎ 税関は、倉主が
 - ・ 関税関係法規のルールを順守するという信頼感を持ち、
 - ・ 保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の保税手続上の管理が倉主によって自主的に的確に行われることを期待している
- ◎ 倉主は、
自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を自主的に処理する



- ◎ 倉主は、上記基本的な考え方に基づいて、
 - ・ 搬出入、取扱等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速・的確に記帳する
- ◎ 税関は、事後又は臨時的に
 - ・ 倉主が記帳した内容を点検し、
 - ・ 倉主が自ら定めたルールに沿った貨物管理状況の的確性を確認する

自主管理制度～社内管理規定(CP)～



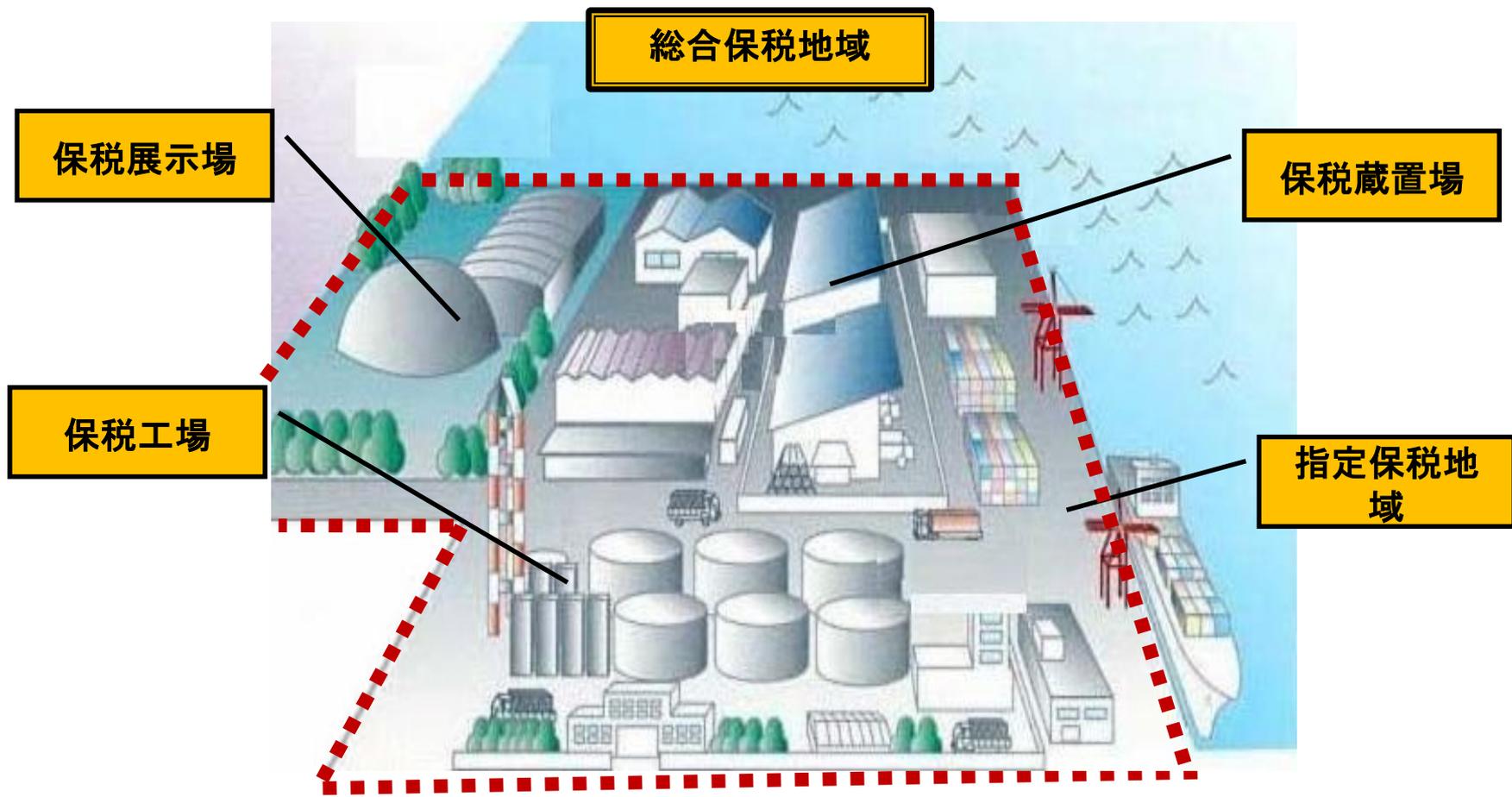
保税地域の種類

～保税地域の種類とその機能～



カスタムくん

保税地域の種類



保税地域の機能等

種類	関税法	機能	蔵置期間	形式
指定保税地域	法37～ 法41-3	一時蔵置(通関) 点検・改装・仕分	搬入から1ヶ月	財務大臣 の指定
保税蔵置場	法42～ 法55	一時蔵置(通関) 長期蔵置(保管) 点検・改装・仕分	・搬入から3ヶ月 ・最初に蔵入承認した 日 から2年(延長可)	税関長の 許可
保税工場	法56～ 法62	加工・製造 改装・仕分	・搬入から3ヶ月 ・移入承認した日 から2年(延長可)	
保税展示場	法62-2 ～法62- 7	展示・使用 一時蔵置(通関)	税関長が指定する期 間	
総合保税地域	法62-8 ～法62- 15	上記全て	・搬入から3ヶ月 ・総保入承認した日 から2年(延長可)	

保税地域に係る一般規則

- **外国貨物を置く場所の制限（関税法第30条）**
外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。
ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。
保税地域に置くことが困難又は著しく不適當であると認め、税関長が期間、場所を指定して許可した貨物
- **見本の一時持出（関税法第32条）**
保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。
- **外国貨物の廃棄（関税法第34条）**
保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめ、その旨を税関に届け出なければならない。ただし、法第45条第1項ただし書（許可を受けた者の関税の納付義務等）の規定により減却について承認を受けた場合はこの限りではない。
- **記帳義務（関税法第34条の2）**
保税地域（保税工場及び保税展示場を除く。）において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物（信書を除く。）又は輸出しようとする貨物（信書を除く。）についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

指定保税地域

意義(法第37条第1項)

- 国、地方公共団体等が所有し、管理する土地又は建設物その他の施設で、開港又は税関空港において税関手続の簡易、迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し、運搬、又は一時蔵置ができる場所を財務大臣が指定

(建設物その他の施設)

上屋、倉庫、岸壁、棧橋、浮き棧橋、物揚げ場、野積場、コンテナの修理場、貯木場水域等(関基37-2(2))

要件(関基37-1)

- 国、地方公共団体、指定法人等が所有、管理
- 税関手続きの簡易、迅速な処理を目的とし公共的に運営される
- 運営主体が港湾管理者、指定法人又はその借受者等であること
- 開港等の港域内、港域に接続していること
- 監視取締上支障がないと認められる
- 外国貨物の適切な保全措置が講じてあること

保税蔵置場

意義(法第42条)

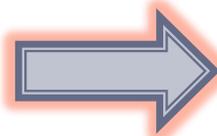
- ✓外国貨物の積卸し、運搬、蔵置ができる場所として税関長が許可
- ✓申請に基づき許可
- ✓許可期間は10年以内の期間を指定⇒現行6年を超えないものとする

(関基42-10)

許可の要件(法第43条)

- 人的要件
- 場所的要件
- 施設的要件
- 量的要件

いずれかに該当



税関長は許可しない
ことができる

保税工場

意義等(法第56条)

- ▶ 外国貨物の加工、**製造(混合)**、**改装**、**仕分その他の手入**ができる
場所として**税関長が許可**
- ▶ 許可期間は10年以内(現行:6年以内)
- ▶ 面積に応じて許可手数料を毎月納付

許可の要件(法第61条の4((第43条準用))

- ▶ 人的要件 ⇒ 違反なし、資力あり、法令知識あり
 - ▶ 施設的要求 ⇒ 貨物保全措置
 - ▶ 量的要件 ⇒ 相当数あり
- (注) 場所的要求はなし**

税関長は許可し
ないことができる

(保税工場の許可の方針)・・・関基56-1

- 外国貨物である原料品を使用して、その製品を**積み戻すことが確定**している(その**見込みがある**)こと
- 加工製造の期間、積戻製品の数量、**税関官署と工場所在地の距離的關係のいかにかわらず**、原則として許可(工場側の外国貨物の蔵置、加工製造の管理形態等からみて取締上支障がない場合)

保税展示場

意義等(法第62条の2)

- 国際的な博覧会、見本市その他これらに類するもので、外国貨物を展示等するものの会場に使用する場所として税関長が許可
- 許可期間は税関長が指定した期間
- 面積に応じて許可手数料を毎月納付

ただし、販売され、消費され、又は有償で観覧若しくは使用に供される貨物



展示・使用は不可 (施行令第51条の3第2項第1号)

博覧会等の指定(施行規則第5条)

- 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会
- 国際機関、本邦又は外国の政府、地方公共団体、公益法人が開催する博覧会等
- JETROその他これに準ずる者が開催する博覧会等
- 上記の者が後援する博覧会等のうち、税関長が承認したもの

総合保税地域

意義等(法第62条の8)

- 一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設で、次に掲げる行為をすることができる場所として、税関長が許可
 - 積卸、運搬、蔵置、点検、改装、仕分け
 - 加工、製造(混合を含む)
 - 展示、これに関連する使用
- 許可期間は10年以内(現行:6年以内)
- 面積に応じて許可手数料を毎月納付

許可の要件(法第62条の8)

- 一定の要件を満たす法人に所有、管理されていること
- 貿易に関する施設の集積の程度が高いこと
- 相当程度の輸入の円滑化その他の貿易の振興に資すると認められること
- 被許可者が関税法第43条第1～7号(保税蔵置場の許可要件)に該当しないこと 等

保税地域の処分

【関税法第48条】

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

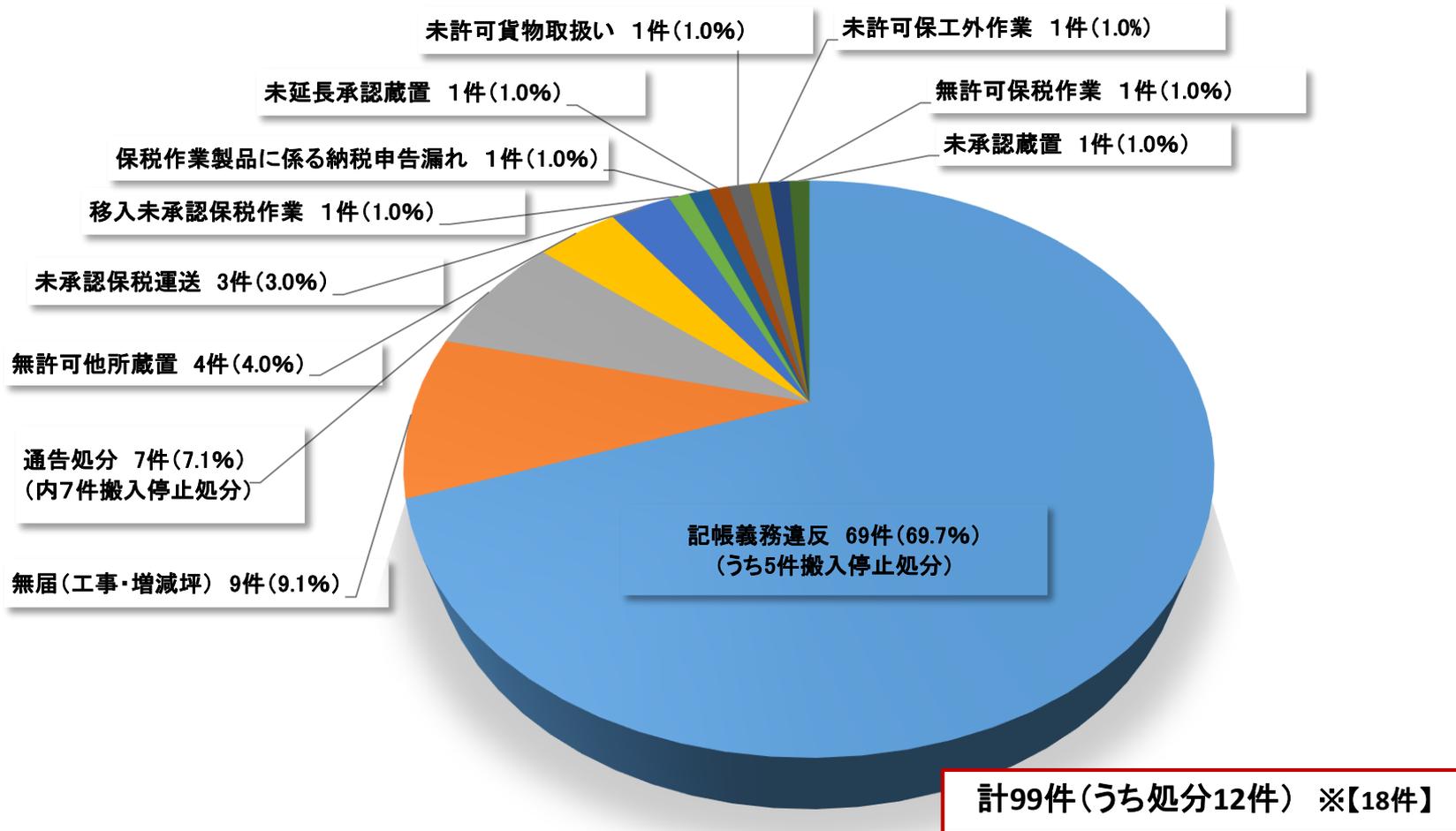
- 1 許可を受けた者又はその代理人、支配人**その他の従業者**が保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき。
- 2 許可を受けた者について第43条第2項から第10号(許可の要件)のいずれかに該当することとなったとき。

保税蔵置場に対する処分の基準・・・関税法基本通達48-1

【付録】保税非違の発生状況

平成28事務年度 全国保税地域の非違・処分の概要

神戸税関監視部



※【18件】は処分になり得た件数(内書)

直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。